

告 示

埼玉県告示第百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、馬宮土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	諸井 幸雄	埼玉県さいたま市西区大字土屋二百四番地